

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づく、田口資本の充実の状況等について、金融庁が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定においては、その標記部分に係る記載）が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてこなこものは、これを加える。

		改 正 後		改 正 前	
				(単位：百万円、%)	
国際様式(表2) の該当番号	国際様式(表1) の該当番号	項目	当期末	前期末	
[略]					
単体レバレッジ比率 (5)					
[略]					
22	(~))	単体レバレッジ比率 ((ホ) / (~))			
<u>日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 (6)</u>					
		〔項を加える。〕			
	総エクスボージャーの額 (~)				
	日本銀行に対する預け金の額				
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスボージャーの額				

	(～)	日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 ((示) / (～))
--	-----	---

(注)

(1) オン・バランス資産の額

a 「貸借対照表における総資産の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において適用するレバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を算入しない額を記載すること。

b~d [略]

[(2) ~ (5)]

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率

a レバレッジ比率告示第五条第一項において適用するレバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載することとし、当該比率を適用しない場合にあっては、この項全体を削除することができる。

b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において適用するレバレッジ比率告示第六条第四項の規定により、総エクスポート・ジャーナルに算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載すること。

c (6) の全ての項につき、「前期末」、「前中期期末」及び「前四半期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

(7) [略]

(注)

(1) オン・バランス資産の額
〔加える。〕

a~c [同左]

[(2) ~ (5)] 同左
〔加える。〕

(6) [同左]

(別紙様式第六号)

(単位：百万円、%)

(別紙様式第六号)

国際様 式(表2) の該当 番号	国際様 式(表1) の該当 番号	項目	当期末	前期末
[略]				
		連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (5)		
[略]				
22		連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((赤) / (へ))		
		日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率 (6)		
		総エクスポートジャーナルの額 (へ)		
		日本銀行に対する預け金の額		
		日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポートジャーナルの額 (へ)		
		日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((赤) / (へ))		

国際様 式(表2) の該当 番号	国際様 式(表1) の該当 番号	項目	当期末	前期末
〔同左〕				
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率	(5)			

(注)

(1) オン・バランス資産の額

a 「連結貸借対照表における総資産の額」の項には、レバレッジ比率告示第二条ただし書又は特殊レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を算入しない額を記載すること。

b~f [略]

[(2) ~ (5) 略]

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は特殊レバレッジ比率

a レバレッジ比率告示第二条ただし書又は特殊レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載することとし、当該比率を適用しない場合にあっては、この項全体を削除することができる。

b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第六条第四項又は持株レバレッジ比率告示第五条第四項の規定により、総エクスポート・シヤーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載すること。

c (6) の全ての項につき、「前期末」、「前中期末」及び「前四半期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

(7) [略]

(1) オン・バランス資産の額
〔加える。〕

a~e [同左]
[(2) ~ (5) 同左]
〔加える。〕

(別紙様式第十五号)

(第一面)

(別紙様式第十五号)

(第一面)

(単位：百万円、%)

TLAC 1 : TLAC の構成

TLAC 1 : TLAC の構成

国際様式の該項目 当番号	イ 口		国際様式の該項目 当番号		イ 口	
	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
〔略〕						〔同左〕
外部TLAC比率及び資本バッファー (6)						〔同左〕
31	うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率		31	うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率		〔項を加える。〕
日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポート・ベース外部TLAC比率 <u>(7)</u>						
	総エクスポート・ベースの額 (ナ)					
	日本銀行に対する預け金の額					
	日本銀行に対する預け金を算入する 場合の総エクスポート・ベースの額 (ナ')					
	日本銀行に対する預け金を算入する 場合の総エクスポート・ベース外部 TLAC比率 ((ナ') / (ナ'))					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行TLAC告示及び銀行持株会社TLAC告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~e 略]

[(1) ~ (6) 略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行TLAC告示及び銀行持株会社TLAC告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~e 同左]

[(1) ~ (6) 同左]

(7) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスボージャー・ベース外部 TLAC 比率

[加える。]

- a 銀行 TLAC 告示第一条第十一号ただし書又は銀行持株会社 TLAC 告示第一条第十号ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載することとし、当該比率を適用しない場合にあっては、この項全体を削除することができる。
- b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第六条第四項又は持株レバレッジ比率告示第五条第四項の規定により、総エクスボージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載する。
- c (7) の全ての項につき、「前期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

〔(第二面)・(第三面) 略〕

〔(第二面)・(第三面) 同左〕

欄 欄廿〇〔 〕の記載せば記す。